

代議員選挙規程 (案)

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会（以下「本会」という。）における、代議員選挙に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙に関する管理業務を行うため、都道府県耳鼻咽喉科医会（以下「各医会」という。）ごとに、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は選挙管理委員（以下「委員」という。）で構成し、委員の互選により委員長を定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、事務を総理する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行を決定する。
- 4 委員会は、委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。
- 5 すべての決議は、出席委員の過半数で決する。

(選挙管理委員)

第3条 委員は、各医会会長が当該各医会所属の本会のA会員及びB会員（以下「正会員」という。）の中から3名以上を本会会長に推薦し、本会会長がこれを委嘱する。なお、推薦する委員の数は各医会で定めるものとする。

- 2 委員に欠員等が生じた場合に業務に支障を及ぼすことのないように、各医会会長は、前項に定める推薦の際に、若干名の予備委員を推薦することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、本会の理事及び各医会会長を兼ねることはできない。
- 5 委員は、代議員候補者となることはできない。
- 6 委員が本会の正会員の資格を失った場合は、委員の資格を喪失する。

第3章 選挙

(選挙権及び被選挙権)

第4条 代議員選挙の選挙権は、選挙が実施される年の前年の9月30日における本会

の正会員が有するものとする。

- 2 代議員選挙の被選挙権は、選挙が実施される年の4月1日時点で満75歳未満の正会員が有する。

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、各医会ごとに、選挙を実施する年の前年の10月20日（以下「告示日」という。）におけるに各医会に所属する本会正会員の数を100名で除して得た人数とする。

- 2 前項の人数の算定に当たり、1名未満の端数が生じたときは、これを1名に切り上げる。

(選挙の方法)

第6条 選挙は、代議員の任期が満了する年の2月末日までに実施する。

- 2 選挙は各医会ごとに実施し、前条に定める当該各医会の定数の代議員を選出する。なお、委員会の業務は、各医会に置かれた委員会ごとに行うものとする。
- 3 委員会は、当選者決定後、遅滞なく、当該各医会の選挙結果を本会理事会に報告しなければならない。
- 4 正会員は、告示日時点で所属している各医会（以下「所属医会」という。）が実施する選挙に関してのみ、選挙権及び被選挙権を有するものとする。

(当選者の決定)

第7条 当選者の決定に当たっては、第5条に定める各医会の代議員定数に応じ、有効投票数の多い者から順次当選者とする。

- 2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人の立会いのもとに委員長が抽選を行い、当選者を定める。
- 3 候補者数が代議員定数を超えない各医会においては、投票を行うことなく候補者を当選者とする。ただし、候補者数が定員に満たず欠員が生じた場合は補充しない。

(異議の申立)

第8条 選挙の効力に関して異議のある正会員（立候補者含む）は、選挙結果発表日より14日以内に、文書により所属医会の委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第9条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議、決定し、各医会会長および本会会長に報告する。

- 2 選挙の無効が決定された各医会では、当該医会において再選挙を行う。

(当選者の繰上げ補充)

第10条 選挙結果発表日より30日以内に当選者が辞退または本会正会員の資格を喪失したときは、当該当選者の所属医会において、得票数の次位の者を順次繰り上げ当選者とする。委員会により当選の無効が決定された場合も同様とする。

(補欠の選出)

第11条 代議員が任期満了前に退任した場合、退任した代議員の所属医会は、遅滞なく補欠の代議員選挙を実施しなければならない。但し、本会理事会の決議に基づき、次回代議員改選時まで、当該補欠の代議員選挙を行わないことができる。

(選挙事務)

第12条 本規程に定めがあるものを除いて、選挙の実施に関し必要な事項は、各医会においてそれぞれ定める。

(改正)

第13条 この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会設立の時から施行する。